

銀行法施行規則第九条の三第一項第三号等の規定に基づき代理店契約書の案の記載事項等を定める件（平成十一年金融監督庁告示第十号）

改正案	現行
<p>（代理店契約書の案の記載事項）</p> <p>第一条 銀行法施行規則（以下「規則」という。）<u>第九条の三第二項第三号に規定する金融庁長官が定める代理店契約書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>一～三（略）</p> <p>四 <u>次に掲げる代理店の行為を禁じる規定</u></p> <p>イ～二（略）</p> <p>ホ <u>当該代理店契約書に定められた施設以外の場所において代理業務を行うこと（規則第九条の三第二項第九号に定める金融機関を除く。）</u></p> <p>へ <u>復代理店を設置すること。</u></p> <p>ト <u>代理店が法人（規則第九条の三第二項第九号に定める金融機関を除く。）であるときは、当該代理店が当該代理店を当事者とする合併をし又は営業若しくは事業を譲渡し若しくは譲受けらるること。</u></p> <p>五～七（略）</p> <p>（代理店の業務範囲）</p> <p>第二条 規則第九条の三第二項第六号に規定する金融庁長官が定める</p>	<p>（代理店契約書の案の記載事項）</p> <p>第一条 銀行法施行規則（以下「規則」という。）<u>第九条の三第一項第三号に規定する金融庁長官が定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>一～三（略）</p> <p>四 <u>代理店は次に掲げる行為をしてはならない。</u></p> <p>イ～二（略）</p> <p>ホ <u>当該代理店契約書に定められた施設以外の場所において代理業務を行うこと。</u></p> <p>へ <u>復代理店及び代理店の支店を設置すること。</u></p> <p>ト <u>代理店が法人であるときは、当該代理店が当該代理店を当事者とする合併をし又は営業若しくは事業を譲渡し若しくは譲受けらるること。</u></p> <p>五～七（略）</p> <p>（新設）</p>

業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 債務の保証又は手形の引受け
- 二 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱

(預金の払出事務の委託)

第三条 規則第十三条の六の四に規定する金融庁長官が定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 証券会社
- 二 貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)第三条第一項の登録を受けた者であつて割賦販売法(昭和三十六年法律第五十九号)第三十一条の登録を受けた者その他これに準ずる者

(經由官庁の例外)

第四条 (略)

(標準処理期間の例外の銀行)

第五条 (略)

(新設)

(經由官庁の例外)

第二条 (略)

(標準処理期間の例外の銀行)

第三条 (略)